

川崎市記者クラブ室の使用及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する記者クラブ室の使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び使用)

第2条 記者クラブ室は、本市の施策や行事等の公共的情報を市民等に周知する広報活動の一環として、市役所本庁舎2階の定める場所に設置し、報道機関が記事作成活動等を行う場として使用するものとする。

(使用できる報道機関)

第3条 記者クラブ室において、市が設置する机、椅子等の什器類、内線専用電話機、複合機及び電源コンセント等の備品を使用して、前条に定める活動等を行うことができるものは、川崎記者クラブに加盟する報道機関とする。

(届出)

第4条 前条に定める報道機関が、記者クラブ室の使用を希望する場合は、あらかじめ、記者クラブ室使用届出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(管理)

第5条 記者クラブ室の使用に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行うとともに、川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）の規定を遵守し、取材及び報道以外の目的に使用してはならない。

- 2 施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
- 3 前条の届出書を提出した報道機関は、記者クラブ室の使用を終了したときは、直ちに同室を原状に回復しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、記者クラブ室の使用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別記様式)

記者クラブ室使用届出書

年 月 日

川崎市長 様

「川崎市記者クラブ室の使用及び管理に関する要綱」第4条の規定に基づき、次のとおり、記者クラブ室の使用を届出します。

記者クラブ室の使用に当たっては、同要綱のほか関係法令を遵守するとともに、行政財産の使用であることに留意して適切な使用に努めます。

1 申込者

所在地： _____

団 体： _____

代表者名： _____

2 連絡先

担当者名： _____

所 属： _____

住 所： _____

電話番号： _____